

市第129号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第6条第7項」を「第6条第8項」に改める。

第6条第1項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 窒素含有量 1リットルにつき120ミリ
グラム未満

(11) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき16ミリ
グラム未満

第6条第1項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) アンモニア性窒素、亜硝酸性 1リットルにつき380ミリ
窒素及び硝酸性窒素含有量 グラム未満

第6条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第3項から同条第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項第1号、第6号、第7号、第10号及び第11号」を「第1項第1号、第5号、第7号、第

8号、第10号、第11号、第13号及び第14号」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、同項第10号又は第11号に掲げる項目にあっては、環境省令により定められた窒素含有量又は^{りん}リン含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道に排除される下水に係るものに限り適用する。

第6条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 特定事業場以外の工場又は事業場から排除される下水についての前項第5号に掲げる項目に係る水質に関し、当該工場又は事業場に特定施設が設置され、かつ、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令（以下「環境省令」という。）により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該項目に係る水質の基準とする。

第8条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、第6号又は第7号に掲げる項目にあっては、環境省令により定められた窒素含有量又は^{りん}リン含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道に排除される下水に係るものに限り適用する。

第8条の2第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性 1リットルにつき380ミリ

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する工場又は事業場（この条例の施行の際新設の工事中のものを含む。）から排除される下水については、この条例による改正後の横浜市下水道条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第5号、第10号及び第11号並びに同条第2項並びに第8条の2第1項第1号、第6号及び第7号並びに同条第2項（同項第1号に係る部分に限る。）の規定は、平成22年3月31日までは、適用しない。
- 3 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場又は事業場に係る新条例第6条第1項第5号及び第8条の2第1項第1号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成26年9月30日までの間に限り、これらの規定中「380ミリグラム」とあるのは、「760ミリグラム」とする。
- 4 新条例第6条第1項第10号及び第11号並びに第8条の2第1項第6号及び第7号の規定の適用については、当分の間、新条例第6条第1項第10号及び第8条の2第1項第6号中「120ミリグラム」とあるのは「240ミリグラム」と、新条例第6条第1項第11号及び第8条の2第1項第7号中「16ミリグラム」とあるのは「32ミリグラム」とする。

提 案 理 由

公共下水道を使用する場合に除害施設の設置等が必要となる水質の基準項目を追加する等のため、横浜市下水道条例の一部を改正し

たいので提案する。